後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

なお、手続きには、市町村窓口への申請が必要となります。

- ・後期高齢者医療制度または、介護保険の自己負担額のいずれかが0円の 場合は、対象となりません。
- ・支給額が500円未満の場合は、支給されません。

自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日~翌年7月31日】

負担割合	×	分	自己負担額の合計の基準額
3 割	現 役 並 み 所 得 者		67万円
1 割	— 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分 II (※1)	3 1 万円
		区分 I (※2)	1 9万円

- ※1 世帯全員が住民税非課税である方。
- ※ 2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が 0 円 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、 または老齢福祉年金を受給している方。

対象者には、個別にお知らせします。

申請書が届いた方は、市役所介護福祉課高齢者福祉担当まで提出をお願いします。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、市役所介護福祉課高齢者福祉担当へご相談ください。 災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払い が困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」を 選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、市役所介護福祉課高齢者福祉 担当へお申し出ください。

(お申し込みに必要なもの:ご本人の保険証・お支払いする口 座の預金通帳とお届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、 2~3カ月程度お時間が必要です。
- ・税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象となります。)

問合せ先

市役所介護福祉課高齢者福祉担当 (市役所1階 16番窓口) ILI(23)6111番 内線 2174・2183 北海道後期高齢者医療広域連合 ILI 011-290-5601番